

どう変わった？FXの税制

ファイナンシャル・プランナー 福島えみ子

長く続いた円高からようやく円安へのきざしが見える今日この頃。諸情勢を鑑みるとまだまだ予断は許しませんが、久しぶりに円安傾向が垣間見えたとあって金融機関には外貨投資の問い合わせが相次いでいるようです。

外貨投資と一口にいても様々な外貨投資手段がありますが、FX（外国為替証拠金取引）は、一般に他の外貨投資よりも為替手数料が安い場合が多いこと、取引が短ければ数分で完結するので短期でも利益が期待できること、そしてレバレッジを効かせられるため自己資金でそのまま投資するより多くのリターンを得られる可能性があることなどから、以前より一層注目を浴びつつあります。

このレバレッジを効かせて大きく利益をとれる可能性があるという一面は、反対に言えば大きく損をしてしまう可能性もあるため、誰にでもおすすめの投資方法ではありませんが、まめに勉強や情報収集してリスクをコントロールできる人なら、ダイナミックな資産づくりが可能となるためトライしてみる価値はあると言えるでしょう。

●FXの税制が1月から変更に！

そんなFXですが、今年（平成24年1月）からFXで得た利益にかかる税金の制度が変更され、今まで取引をする業者により2つに分かれていた税制が1つに統一されることとなりました。

今までは、どこでFXの取引するかにより、課税関係が2つにわかれていました。FXでは以下のどちらで取引をするかを選ぶことができます。

- ① 店頭取引のFX
- ② 取引所取引のFX

- ① の店頭取引とは、業者と投資家が相対で取引するもの。したがって、通貨を売買するときに表示されるレートは業者によって異なることとなります。
- ② の取引所取引とは、東京金融取引所が市場を開設し、その市場で取引するもの。売買するときのレートは統一されたものとなります。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

今月迎える確定申告期限では、まだ昨年 2011 年に得た利益を従来 of 税制で申告することになるため、簡単に昨年までの課税関係を復習してみましょう。

① 店頭取引

● 取引の決済をして利益が出たとき → 雑所得として総合課税の対象

↓

課税される総所得金額（収入でないことに注意！）
によって異なる税率（超過累進税率）をかけたものが税額（税率は 5～40% の幅）

● 取引の決済をして損が出た時 → 雑所得

雑所得の範囲内であれば損益通算可能！

※ ただし他の種類の所得や取引所取引での

「先物取引に係る雑所得等」との損益通算は不可

② 取引所取引

● 取引の決済をして利益が出たとき → 申告分離課税（所得税 15%・地方税 5%）
（分類は「先物取引に係る雑所得等」）

● 取引の決済をして損が出た時 → 翌年以後 3 年以内の利益から控除可能

他の「先物取引に係る雑所得等」との損益通算可能

※ ただし他の種類の所得との損益通算は不可

すなわち、今までの店頭取引 FX では、大きく利益があがっていた人ほど高い所得税率が適用されたため、税率 20% が適用される課税所得金額（収入から経費を引いたもの）695 万円を超える利益をあげていた人なら取引所取引が有利だったわけです。

反対に損が出ていた人にとっても、翌年から 3 年は利益が出ても、以前に出した損を繰越して損益通算ができていたので取引所取引は有利でした。

損益通算ができるかどうかは、税金において大きなポイントです。損益通算とは、発生した損失を、翌年以降のその所得からの利益、もしくは他の所得から発生した利益から

差し引くことができることをいいます。この損益通算で利益を圧縮できれば、支払う税金もそれだけ少なくてすみますから、損益通算ができるとありがたいですね。

●新しい税制の内容とは

ところがこれらの点において、今年から店頭取引でも取引所取引でも差はつかないことになったのです。すなわち、店頭取引のFXも従来からの取引所取引のFXと同じ税制が採用され、一律20%税率の申告分離課税に統一となりました。

店頭取引のFXでも、取引所取引FXの税制のメリットを享受できることになったのですから、FXを従来から行っていた人にとって嬉しいニュースなのはもちろんのこと、これから始めようかなと思っていた人にとっても始めやすくなったのではないのでしょうか。

また、複数のFX会社で取引を行っていた人もいるかと思いますが、店頭取引FXで損が出たから取引所取引で儲かっている利益から引かせてもらおう、などというのは今までではできなかったわけです。しかし今後はこれも可能となりました。

ただ、有利なことばかりではありません。従来の店頭取引では課税総所得額により税率が決まっていたため、課税総所得金額が330万円以下で10%以下の低い税率が適用されていた人にとっては大幅な税金アップとなることに注意です。

これからの税制では、大きく利益を上げていたり、FXだけではなくその他の所得が多かったりする人に、より有利になるといえます。

●これからのFX

このように見えてくると、今までは店頭取引のFX業者の為替手数料の安さや取引通貨のバリエーションの多さに魅力を感じつつも、税制の有利さで取引所取引のFX業者を選んできた人の動向が気になりますね。それを見越して取引所取引のFX業者もサービスの充実や拡充を図ったりしてきていますので、投資する側としては”どこで取引するか”というFX業者選びはこれからさらに楽しみになってきそうです。もちろんFX業者選びはサービスや手数料だけでなく、預けた証拠金が信託保全されているかというような安心度からもチェックすることが必要です。

いずれにしても大きく儲けるチャンスがあるかわりにリスクもある両刃の剣ともいえるFX。上手に利用して、楽しみながら大きく資産を増やせるといいですね！